

65歳以上の方の介護保険料を改定

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167



介護保険料は、3年ごとに介護給付費の見込みを算定し、見直しを行います。

市は、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3～5年度)を策定し、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の額を次のとおり改定しました。

第8期の保険料基準額(年額)は**78,617円**となり、第7期(平成30～令和2年度)の80,640円と比較すると、**2,023円の引き下げ**となります。

なお、第1段階から第3段階は、消費税率の引き上げ分を財源に、公費(国・県・市)による負担軽減を図ります。

◆第1号被保険者の所得段階別保険料

※介護保険料を納めていただく方には、別途、通知書を送付します。

所得段階区分		基準額に対する割合(軽減前)	保険料の年額	
第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.3 (0.5)	23,585円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の公的年金などの収入金額 および合計所得金額の合計が右欄の方	80万円を超え 120万円以下の方	0.5 (0.75)	39,309円
第3段階		120万円を超える方	0.7 (0.75)	55,032円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	70,755円	
第5段階【基準額】	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.0	78,617円	
第6段階	本人が市民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が右欄の方	120万円未満の方	1.2	94,340円
第7段階		120万円以上200万円未満の方	1.3	102,202円
第8段階		200万円以上290万円未満の方	1.6	125,787円
第9段階		290万円以上400万円未満の方	1.7	133,649円
第10段階		400万円以上600万円未満の方	1.8	141,511円
第11段階		600万円以上の方	1.9	149,372円

◆第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

基本目標を“高齢者の自立と安心を支えるまちの実現”とし、多様かつ総合的な高齢者支援を推進します。

- 基本政策1 介護予防・健康づくりの推進
- 基本政策2 自立と安心を支える地域づくり
- 基本政策3 介護保険事業の安定的な運営

※計画の具体的な内容は、市ホームページなどで確認できます。



◆地域密着型サービスの充実を図ります

地域密着型サービスは、住み慣れた地域でいつまでも生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される介護サービスで、市が事業者の指定や監督を行います。

第8期計画期間において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の新設、小規模多機能型居宅介護事業所の追加、通所介護の定員増を予定しています。

- ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護……24時間対応の訪問サービス
- ▶小規模多機能型居宅介護……「通い」「訪問」「泊まる」を組み合わせたサービス